

食品等持続的供給促進資金

— 食品等の持続的な供給に取り組む事業者を資金面から支援 —

「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に基づく認定を受けた安定取引関係確立事業活動計画等に従って、食品等の持続的な供給を実現するための事業活動を行う事業者向けの融資制度です。

ご利用いただける方

名 称	食品産業・農林漁業連携型事業 (V資金)	食品産業生産性向上型事業 (V'資金)
対 象 者	安定取引関係確立事業活動計画等(※)について、農林水産大臣の認定を受けた食品等事業者(中小企業者 ^(注) に限る)	
	(※)次の4つの計画を指します 「安定取引関係確立事業活動計画」「流通合理化事業活動計画」 「環境負荷低減事業活動計画」「消費者選択支援事業活動計画」	
要 件	安定取引関係確立事業活動計画等において、事業実施後5年以内に ①～③のいずれかの目標を満たすこと ① 地域の農林水産物の取扱量が概ね <u>20%以上増加</u> ② 輸入農林水産物の取扱量の概ね <u>20%以上を地域の農林水産物に切り替え</u> ③ 地域の農林水産物の取扱額が年間 <u>3,000万円以上</u> ※①～③について、取引する農林漁業者の特定が必要です。	安定取引関係確立事業活動計画等において、事業実施後5年以内に ①又は②のいずれかの目標を満たすこと ① 地域の農林水産物の取扱量が概ね <u>10%以上増加</u> ② 地域の農林水産物の取扱額が年間 <u>1,500万円以上</u>

(注)中小企業者の要件

判断項目 主たる業種	資本金 ・ 従業員
製造業、その他	3億円以下または300人以下
卸 売 業	1億円以下または100人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下または100人以下
小 売 業	5千万円以下または50人以下

- ・中小企業者とは、左表の条件を満たす会社および個人(個人の場合、従業員の条件のみ)です。なお、協同組合等は表記の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。
- ・ただし、以下の方などは規模にかかわらず中小企業者に該当しません。
例:農事組合法人、社団法人・財団法人(一般・公益含む)、有限責任事業組合(LLP)

資金の使いみち

名称	食品産業・農林漁業連携型事業 (V資金)	食品産業生産性向上型事業 (V'資金)
対象事業	1 農林漁業者と食品等事業者が共同して利用する施設の整備等 2 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の整備等 3 他の事業者への出資 (注)他の事業者は農林漁業を営む法人又は食品等事業者に限ります。 4 長期運転資金 (注)1～3の事業に関連して必要となる費用の支出に限ります。	1 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の整備等 2 他の事業者への出資 (注)他の事業者は食品等事業者に限ります。 3 長期運転資金 (注)1又は2の事業に関連して必要となる費用の支出に限ります。

ご融資条件

名称	食品産業・農林漁業連携型事業 (V資金)	食品産業生産性向上型事業 (V'資金)
利率	$\frac{2.45}{100} \%$ (中小特利③-1)	$\frac{2.95}{100} \%$ (中小特利①)
(令和8年4月20日現在、融資期間15年の場合) ※利率はご融資期間によって異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。		
融資期間	10年超25年以内(うち据置期間3年以内)	
融資限度額	負担額の80%以内	
担保・保証人	ご相談の上、決めさせていただきます。	

◆食品等持続的供給促進資金のご利用イメージ◆

- 製造事業者が、新たな産地と圃場契約を結び、調達先を多角化、取扱量の増加に対応するため貯蔵施設を整備。
- 卸売事業者が、品質・衛生管理に優れた冷蔵設備への切り替えを行い、生鮮食品を高付加価値化。
- 外食事業者が、原材料の安定的な調達のため、取引先の農業者に出資を実施。

■ 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。

■ 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店(農林水産事業)までお問い合わせください。



<https://www.jfc.go.jp/>

金利一覧はこちら 支店一覧はこちら

